2　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前４日以上30日以下については１日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき780単位を、死亡日については１日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。	
ヨ～ソ　（略）	ヲ～ヨ　（略）
ツ　褥瘡マネジメント加算　10単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、３月に１回を限度として、所定単位数を加算する。	
ネ　排せつ支援加算　100単位	（新設）
注　排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。	
ナ　（略）	タ　（略）
ラ　介護職員処遇改善加算	レ　介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数	(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(2)　介護職員処遇改善加算(II)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数	(2)　介護職員処遇改善加算(II)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
(3)　介護職員処遇改善加算(III)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	(3)　介護職員処遇改善加算(III)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）
2　介護保健施設サービス	2　介護保健施設サービス
イ　介護保健施設サービス費（１日につき）	イ　介護保健施設サービス費（１日につき）
(1)　介護保健施設サービス費(I)	(1)　介護保健施設サービス費(I)
(ｲ)　介護保健施設サービス費(i)	(ｲ)　介護保健施設サービス費(i)
a　要介護１　698単位	a　要介護１　695単位
b　要介護２　743単位	b　要介護２　740単位

第三種郵便物認可　明治三十二年五月三十一日